荒川市民センター基本使用料

◎貸室の使用料

	`		T T			*************************************		
使用場所等			時間貸し使用料(1時間につき) 9:00~13:00 13:00~18:00 18:00~22:00			通し貸し使用料		
			9:00~13:00				13:00~22:00	
会議室(A)			円 6 4 0	円 610	円 970	円 4,300	円 6, 290	円 8, 180
会議室 (B)			210	190	300	1, 390	1, 940	2, 570
和風学習室(A)			6 4 0	6 4 0	970	4, 440	6, 420	8, 320
和風学習室(B)			9 0	100	170	630	1, 040	1, 290
調理実習室			760	790	1, 150	5, 450	7, 740	10, 020
創作陶芸室			500	530	760	3, 670	5, 190	6, 710
多目的ホール	貸切使用	スポーツ に使用す る場合	720	730	1, 050	5, 070	7, 130	9, 280
		スポーツ 以外に使 用する場 合	1, 860	1, 870	2, 800	13, 070	18, 650	24, 240
	個人使用	小学生	20					
		中学生	4 0					
		高校生	7 0					
	(1人につき)	一般(大 学生を含 む。)						
トレー	個 人 使 用		7 0					
トレーニングルーム	(1人につき)	一般(大 学生を含 む。)	100					
テニスアト	テニス フ ト		250					

《備考》

- 1 入場料を徴収する場合の使用料は、規定使用料の5割増しの額(以下「割増使用料」という。)とする。
- 2 暖房を使用する期間(原則として 11 月から 4 月まで)の使用料は、規定使用料又は割増使用料の 3 割増しの額とする。
- 3 創作陶芸室の焼窯を使用したときは、電気料の実費を徴収する。
- 4 団体とは、20人以上で構成する責任者の引率する集団をいう。
- 5 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。